

中日本航空株式会社あて

航空機の運航における法令等遵守について（嚴重注意）

航空機の運航を実施するにあたり、法令等を遵守することは当然のことであるが、本年 6 月 10 日に実施した J A 6 7 0 3 に対する修理改造検査において、以下の重大な問題が確認された。

- ・ 貴社が日常の保守整備を受託している三重県防災航空隊所属の回転翼航空機（J A 6 7 0 3 : ベル式 4 1 2 型）について、貴社が過去に修理改造検査を受検し装備することが認められた装備品をさらに改造し、航空法第 16 条第 1 項に規定する修理改造検査を受検することなく、これを航空の用に供させていた。

当該行為は航空法に違反した行為であり、また耐空性の確認がなされずに航空の用に供していたことは遵法精神に欠けるものであり、極めて遺憾である。

ついては、上記事案の発生原因を究明の上、下記に掲げる事項について、具体的な改善の方法を策定し、その実施計画及び実施状況を、平成 20 年 7 月 22 日までに報告されたい。

記

- ・ 法令遵守、安全最優先の原則の徹底

乗員、整備士等安全業務に直接従事する者及び本社管理部門に対し、航空関連法令等及び社内規定を遵守し、耐空性の確認を適切に行うことの重要性について再教育を実施すること。

また、安全最優先の原則を徹底した安全管理体制の構築を図ること。